

活力ある地方の実現に向けた提言

全国知事会
令和2年11月

今年度は、本来であれば地方創生第2期のスタートとして、私たちが地方創生第1期に多くの「ひと」たちと力をあわせて種をまき、長い時間をかけて育ててきた、実りの時期となるはずであったが、新型コロナウイルス感染症は、国内外からの「ひと」の流れを止め、人々から「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせた。感染拡大の波が繰り返される恐れはいまだ消失しておらず、引き続き感染症対策が何よりも優先されるべき我が国の課題である。

しかし、悲観的になる必要はない。ポストコロナの「新たな日常」は、DXにより距離の制約が克服され、リモートワークや二拠点居住などの新しい働き方・暮らし方が進み、人々の価値観に変容が生じることとなった。ここから、地方創生を「Build back better」、コロナ前より良いものとするため、ポストコロナの地方創生においては、未来技術を最大限活用し、社会全体のDXを進めてステージアップを図るとともに、量だけでなく質の側面にも着目して、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することのない、「誰もが活躍する地域社会」を実現しなければならない。

まもなく東日本大震災から10年の節目を迎える。いまだ多くの方が避難生活を余儀なくされている中、「被災地の復興なくして日本の復興なし」の認識の下、引き続き被災地の復興に取り組むとともに、震災の教訓をふまえ、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることで、「新次元の分散型国土」を創出していかなければならない。

折しも、本年9月には、7年8か月ぶりに新しい内閣が成立した。新内閣の基本方針の一つとして、「活力ある地方を創る」が掲げられたことは、地方を重視する姿勢を示されたものとして、我々地方としても意を強くするとともに、ギアを上げて地方創生を再加速させていく必要がある。

すべての国民が輝ける活力ある地方を実現し、地方創生を真の意味で新たなステージに押し上げるため、我々47人の知事は、地方の現場を預かり、感染症対策の最前線に立って、地域の経済と雇用、かけがえのない故郷を守る決意でいる。国においても、これまで以上に私たちと力を合わせ、直面する難局を乗り越えて「自助・共助・公助、そして絆」の社会を創るため、以下の項目についてしっかりと取り組まれるよう強く求める。

I 新たな経済対策の策定

- 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれる一方で、地方においては財政調整基金を取り崩して感染症対策を実施するなどしてきたことから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用対策、経済対策にも注力する必要があることから、国においては、令和3年度当初予算の編成を待つことなく、速やかに3次補正予算を編成するなどして、途切れなく大規模な感染症対策、雇用・経済対策を実施するとともに、地方がこれらの対策を実施するために必要な支援を行うこと。
- 感染症がいまだ収束しない中、雇用情勢、雇用指標は悪化を続けていることから、地方創生の基盤である雇用対策には特に注力する必要がある。そのため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を創設することに加え、雇用調整助成金等の特例措置の継続や事業の継続のための持続化給付金・家賃給付金等の継続・拡充などの雇用対策について、予備費を活用するなどして、早急を実施すること。

II 新型コロナウイルス感染症対策

（1）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保）

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）は、今年度の補正予算により、3兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策に一定程度取り組むことができたが、一方で、感染症の収束が見込まない中、引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用対策・経済対策を打ち出していく必要がある。このことから、臨時交付金については、時機を逸することなく、予備費を活用するなどしてさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすることに加え、令和3年度当初予算においても、地方が必要とする額を確保すること。

（2）感染防止対策の徹底

（感染防止対策の徹底）

- 冬季を間近に控え、感染拡大の波が繰り返される恐れがあることから、国においては、国民の不安を払しょくするために、正確な情報提供を行いつつ、引き続き、感染防止対策を確実に実施すること。

- 感染拡大防止のためには、陽性者の早期発見・感染拡大の封じ込めが重要であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 24 条や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条の運用弾力化など、全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、いまだ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」に関して、早急に議論を進めること。
- 疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。
- 今回、感染防止のために講じられた各種の特例措置について、今後の制度改正の議論において、恒久化や一定条件下での機動的な発動も視野に入れて検討すること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特效薬や治療法の確立を実現すること。

（医療提供体制の強化に向けた支援）

- 季節性インフルエンザの流行期を控え、感染症と同時流行する局面に備えて、医療物資の購入・確保はもちろんのこと、従来の帰国者・接触者外来施設に加えて、今後患者の増加が予想される診療所への感染防止対策などの診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うこと。また、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への用途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態をふまえた見直しを行うとともに、令和 3 年度以降も地方が必要とする額を確保すること。

特に、年度途中における事業費の増大に対応するため、交付金の予算流用が柔軟にできるような事業分類の見直しや事務の簡素化、予算の迅速な追加交付、さらには予算の繰越処理など、年度末にかけて事務処理が滞ることのないよう柔軟な対応を行うこと。

加えて、病床や宿泊療養施設の確保に係る交付金については、いまだ年間分の交付決定がされていないことから、速やかに年間分の交付を行うこと。

- 今回の感染症への対応により顕在化した課題をふまえ、医学部地域枠の臨時定員増による措置を継続、ひいては恒久化することに加え、地域で必要な医療の供給量を再検証した上で、医師偏在対策を着実に進めること。

- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の療養や休業補償等を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、医療・介護従事者等の子どもや濃厚接触児童の受け入れ等に従事する、保育所や放課後児童クラブなどの児童福祉施設等の職員や、薬局、あん摩マッサージ指圧、鍼灸等の事業所、保健所において感染症への対応を行う職員に対しても支給できるように対象者を拡大するとともに、支給対象者間で不平等が生じないようにすること。

(医療機関等や福祉施設の経営安定化)

- 感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、国庫補助事業の補助率の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。

併せて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸、柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの対策を講じること。

(PCR 検査体制の整備等)

- 今後増加が見込まれるPCR検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について、国として支援を行うとともに、目標とする1日20万件の検査を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

(水際対策)

- 入国規制の緩和については、感染の再拡大に繋がらないよう慎重に進めるとともに、今後、入国者・帰国者の段階的な増加が想定されるため、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等において、入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。なお、入国時に中長期の滞在先が未定の外国人も少なくないため、住民票の早期提出を推奨すること。

- 入国者・帰国者に対して、保健所が実施している入国後14日間の健康フォローアップについて、入国制限緩和に伴い、さらなる業務の急増が見込まれるため、制度の抜本的な見直しを行うとともに、国の責任において集中的に実施すること。
- 検査結果が陽性の場合、国の責任において、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなどにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。
- 今後の入国制限緩和の見直しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。併せて、洋上における検査など、緊急上陸への対応もふまえた体制も構築すること。
- 検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。
- 外国人に対し、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、標準予防策などの感染拡大防止対策の周知を、大使館等を通じて行うこと。また、外国人陽性患者等との対応が必要となる積極的疫学調査・入院治療説明・健康観察等に関し、国において電話医療通訳サービス等を活用した支援を行うなど、保健所等の負担軽減を図ること。

(指定感染症の運用見直し)

- 指定感染症の運用見直しについては、入院勧告権限の運用が見直され、地域による感染状況や医療提供体制等をふまえて、都道府県知事が必要と認める者も入院の勧告・措置の対象とできることとされたところであるが、感染状況のステージや季節性インフルエンザの流行状況もふまえ、医療提供体制がひっ迫するおそれが高い場合には、宿泊療養施設や自宅等、医療機関以外での療養についても明確な法的位置づけを行うこと。また、今後の見直しにあたっては、入院勧告や医療費の公費負担、積極的疫学調査等の措置を通じて各都道府県が大都市部・地方部それぞれの手法により感染拡大を食い止めている実情に沿った改善を都道府県ごとの裁量を活かして図ることを基本として、地方の意見と十分にすり合わせを行った上で、地域により感染状況や医療提供体制等が異なる実態に即した慎重な検討を行うこととし、現場の運用を変更する必要がある場合には、十分な周知期間を設けること。

(通学時の感染防止対策への支援と安全・安心な学習機会の提供)

- 通学時の安全・安心を確保するため、電車やバスなど公共交通機関における感染防止対策について支援を拡充すること。また、学校での感染予防対策の徹底に向けた児童・生徒の間隔を確保するため、少人数学級の導入にあたっては、学級編制標準の引き下げを行うとともに、人的措置や施設整備について必要な財政支援を行うこと。さらに、児童・生徒の学びを保証するため、教員の加配や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの配置について継続すること。併せて、感染リスクを低減させるための学校環境整備や消毒等を行う人材の配置、登下校時の「三密」を回避するためのスクールバスの増車などの取組に対して財政支援を行うこと。

(医療従事者をめざす学生への支援)

- 感染症による家計への経済的影響により、医療従事者をめざす学生が夢をあきらめることのないよう、地域医療を支える医療人材を育成・確保する観点から、奨学金制度の新設や拡充の措置を講じること。

(感染症危機管理対策の見直し)

- 安全・安心に暮らせる地域づくりのため、感染症に係る今回の事態を教訓として、感染症危機管理を抜本的に見直すこと。例えば、空港、港湾での検疫体制の強化、クルーズ船も含めた水際対策、検査・医療体制の充実や、主に自然災害を想定して策定されている中小企業や病院などのBCPについて、今回のような大規模な感染症にも対応できるものとなるよう、策定促進のための支援を行うこと。
- 今回の感染症の危機管理にあたっては、DMAT(災害派遣医療チーム)に属する医療従事者が、献身的に対応してきた。DMATは、災害時に安全が確保されたエリアで活動することが本来の姿であり、必ずしも感染症に精通した医療従事者で構成されているものではないことから、DMAT等を参考にして、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任において行うこと。
- 災害、新型感染症の発生等の地域の危機事案の発生に際し、最初に対応を迫られるのは住民に身近な地方自治体である。そのため、地方自治体が危機事案に対応する根拠となる法令の整備や計画等の策定に加え、国・地方の組織体制の整備を進めること。併せて、これらを実現するため、臨時の予算ではなく、保健所等の必要な人員体制の強化に向けた財政措置等、一般財源による恒常的な財政支援を行い、地方自治体の財政運営の弾力性を高める措置を講じること。

(避難所における感染防止対策)

- 台風や地震などの災害に備え、避難所及び救護所における感染防止対策を早急に進める必要があるため、感染防止に必要なマスク、消毒液、パーティションなどの資機材の事前の調達や、換気設備の整備、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する安定的な財政支援制度を創設すること。
- 福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るため、特に受け入れに注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施にあたり必要となる経費について必要な財政措置を講じること。

(旅館業法を含めた法令の総点検)

- 特措法に基づく緊急事態宣言が発出された場合に、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止するため、特措法及び旅館業法の規定との関係性を整理したうえで、地方自治体の要請等に基づいて宿泊を制限することについて検討すること。
- 今回の感染症を契機として、特措法と他法令との整合性について総点検を行い、法改正も含めて、感染防止に向けた実効性ある取組を行えるような措置を講じること。

(3) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援

(地方創生の基盤である雇用の維持)

- 感染症の影響による厳しい雇用情勢に鑑み、業種間での労働移動の促進策などを講じてまなほ、離職者の雇用機会を緊急に創出する必要がある場合、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、離職者の雇用機会を創出するため、リーマン・ショック時を上回る規模の基金を活用して、感染症の影響に対応した緊急雇用創出事業を創設すること。また、事業者の負担を軽減し、雇用の継続を図るため、雇用保険料の引き下げ等の措置を講じること。
- 生徒・学生の就職に対する不安解消を図るため、新規学卒者の採用計画の維持や、オンラインでの会社説明会や面接の実施、選考期間の柔軟な設定など、生徒・学生に最大限配慮した採用活動を企業に要請すること。
- 感染症の影響により中止される技能検定について、新たに「技能向上対策費補助金」の補助対象となった試験会場のキャンセル代や手配済み材料費等の増額経費について、全額を補助すること。

(雇用調整助成金の拡充等)

- 事業者が事業再開に向けた体制を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、地域経済の回復を引き続き図っていくためには、雇用調整助成金が確実に迅速に利用されることが重要である。そのため、事業者が円滑に相談でき、さらに速やかに申請できるよう、助成金の円滑な申請手続きを補完するための社会保険労務士などの専門家の活用や支援員の配置など、事業者の雇用の維持に向けた地方自治体が行う取組に対して、十分な財政措置を講じること。
- 雇用調整助成金等の、雇用や収入を維持するための各種助成金・支援金については、引き続き支援が必要な事業者や労働者に対して、必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ、制度を分かりやすく周知し利用促進を図ること。また、特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分ふまへ柔軟に対応すること。

(事業継続への支援)

- 外国人技能実習生の入国は依然不透明な状況であり、第一次産業における労働力不足を補う必要があること、また他産業での就業機会が減少していることをふまへ、農業現場での代替人材を安定的に確保できるよう「農業労働力確保緊急支援事業」の事業対象期間を延長するなど、第一次産業への雇用労働力の確保対策を行うこと。
- 地域経済を支える中小企業の事業継続にあたっては、経営が軌道に乗らないまま、感染防止対策のための費用を要する厳しい状況に置かれることから、数カ月間程度でなく、長期的な支援措置を講じること。
- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の保証申込期間（現在令和2年12月31日）及び融資実行期間（現在令和3年1月31日）の延長、融資限度額（現在4千万円）の引上げ、利子補給の期間（現在3年間）延長など、支援制度のさらなる拡充を講じること。

- 信用保証協会に対する日本政策金融公庫の中小企業信用保険補填率引上げや同協会に対する自治体の損失補償について財政支援を行うこと。
- 経営が悪化した企業を対象として、経営者保証を一定の要件下で不要とする信用保証制度については、今回の特例措置とするだけでなく恒久的な措置とすること。
- 感染症の影響による売上高の急減に起因する損失によって自己資本が毀損した中小企業に対する資本増強策として、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）における民間金融機関と協調した取組のより積極的な推進に加え、民間金融機関の資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。
- 融資期間終了までの利子補給・信用保証料補助、預託原資調達に伴う借入利息など、制度融資の活用の際に必要となる経費に対し支援を行うこと。

（持続化給付金などの迅速な給付）

- 持続化給付金など各種支援策について、給付対象の主な要件である「ひと月の売上が前年同月比 50%以上の減少」について、例えば「30%以上の売上減少が 2 か月継続」とするほか、法人とみなされる任意団体を対象とすること。また、家賃支援給付金では対象月に 4 月も含めるなどの要件緩和や、複数回の受給を可能とするほか、事業収入と受託収入の組み合わせなど、フリーランスの多様な収入形態にも対応できるように柔軟な運用を図るとともに、従来の手順、手法にとらわれず、大胆な事務の簡素化を図り、真に支援が必要な方々に一刻も早く届くようにすること。また、地域の雇用・経済情勢が引き続き厳しいことをふまえ、期間を延長すること。併せて、電子申請が困難な事業者に対して、郵送による申請も含め、柔軟な対応を図ること。

（地域企業再起支援事業の要件緩和）

- 地域経済の基盤となる中小企業の再起を促進する地域企業再起支援事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、事業実施主体への事業者負担の義務づけなどの補助要件を緩和するとともに、引き続き事業の予算化を図ること。また、感染症の長期化をふまえ、より多くの事業者が事業継続・再起に向けた取組を行えるよう、予算枠のさらなる拡充を図ること。

（国内回帰と新たな生産設備投資への支援）

- 感染症の拡大の影響により、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、各自治体では、サプライチェーン対策として、企業の国内回帰や重要な製品・部素材の国内生産に向けた取組への支援を行っている。国においてもサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の拡充や継続、税制優遇措置も含め、投資促進制度を拡充すること。

（固定費への支援）

- 自社ビル等を持つ事業者にとっても、維持管理費や支払利息などの固定費は大きな負担であることから、令和 2 年度分の徴収猶予の特例及び令和 3 年度分の固定資産税等の軽減措置とは別に、家賃の支援制度との公平性に鑑み、国税や国庫補助金などによる支援制度を設けること。

（観光振興を実施する地方への支援）

- 感染症により、甚大な影響を受けている観光産業の再生に向け、地方が実施している独自の観光振興の取組の効果を一過性にしないため、引き続き地方が実施する観光振興の取組を支援すること。また、感染症により表面化した、地域観光産業が有する構造的な課題の解決に向けて、観光地が行う取組を強力に支援するとともに、観光地づくりのノウハウを持つ DMO や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等と連携して、地域が行う観光地づくりの取組を支援すること。

（観光産業等への支援策の継続）

- 感染症の拡大に伴う人の移動の自粛により、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業など観光関連産業では減収や倒産等が発生し、地域経済への影響が生じていることから、回復に時間がかかると見込まれる観光産業等への支援として、「Go To キャンペーン」などの支援策を現行の期限で終了することなく、来年度以降も継続して実施すること。また、地方の意見をふまえて、効果が特定の地域や業種に集中することのないものとする。加えて、各地域の実情に応じた観光振興策に十分な財政支援を行うこと。
- Go To Eat 事業については、隣接する都道府県間で開始時期が異なるなどの問題点が生じていることから、事業の制度設計を見直す場合には、あらかじめ地方の意見を聞き、その意見を十分に反映するとともに、今後新たなキャンペーンを行う際には、地方の自主性に委ねる事業スキームの構築を検討すること。

（インバウンドの促進）

- 海外からの渡航制限などにより、甚大な影響を受けているインバウンド関連産業を支援するため、感染症収束後の反転攻勢に向けたインバウンド誘客促進のための積極的な支援策を示すこと。

（生産者への支援）

- 食料の安定供給の観点から、感染症の影響を受けた農林水産事業者に対して経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、生産・加工の拡大や多様な出荷形態への対応などの取組について、中長期的視点で支援を強化すること。
- 自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する「収入保険」について、販売先の多角化が進み、災害や盗難等の経営リスクが重層化する中で、「野菜価格安定制度」との恒常的な同時利用を認め、選択的な補償を可能とすること。
- コロナ禍における感染拡大防止対策や販路回復・開拓など農林水産事業者の経営を後押しする「経営継続補助金」について、迅速な給付を行うとともに、真に必要な生産者に行き渡るよう、2次募集においては十分な予算を確保して対応すること。また、生産者がポストコロナ時代への対策を講じることができるよう、経済産業省の「小規模事業者持続化補助金」と同様に恒久的な制度とすること。

- 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに、米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた抜本的な対策を講じること。

また、日本酒の消費減少に伴い、酒米を他用途で利用する場合などの価格差支援を行うこと。

- 高収益作物次期作支援交付金については、大幅に運用が見直され、交付対象面積の変更や交付額の上限設定により、現場では大きな混乱が生じているため、
 - ・運用見直しについて、責任をもって生産者に丁寧に説明すること。
 - ・次期作への意欲を低下させないよう、すでに投資を行った生産者が安心して経営継続できるよう、救済措置等の対策を講じること。
 - ・運用見直しに伴う追加書類等については、様式を簡素化するとともに、公募期間を延長すること。

(地域における消費喚起)

- 感染症により大きな減収に直面している農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる個人事業者・中小企業の当面の収入確保を支援するため、官民一体型の購入促進キャンペーンを実施すること。
- 特に高価格帯の農林水産物は百貨店やインバウンドなどの需要が低下していることから、国内での消費拡大に向けた支援を行うこと。また、和牛肉や地鶏肉、水産物等について、引き続き学校給食への提供を支援すること。
- 感染防止のため、自宅での食事が増加していることから、大手小売事業者への新規販路開拓及びオンライン販売に係る支援、またテイクアウトやデリバリー等の新たな業態転換に係る支援など、事業者の売上確保に少しでも寄与する取組を実施すること。

(公共交通への支援)

- 感染症の影響により、鉄道やバス路線、航路・空路、タクシー等は利用者が大幅に減少する一方で、これらの公共交通は地域経済や住民生活に不可欠なものであることから、運行数を大きく減少させることができず、一段と深刻な経営状況となっている。今後、これらの事業者においては、新しい生活様式への転換等についても取り組む必要があることから、公共交通の維持・存続に向け、風評被害が生じないよう公共交通の安全 PR の強化や感染症の影響に伴う減収分に対する財政支援を早急に講じること。併せて、将来に向けた設備投資等につながる新たな支援策を講じること。

また、利用者の大幅な減少により、厳しい経営に直面している交通事業者を支援するため、運行の維持・確保や安全な運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を始め、補助事業の拡充及び補助要件の緩和を図ること。

- JR各社や大手民営鉄道、航空会社なども厳しい経営状況に直面していることから、交通事業者の事業規模に関わらず、国による直接的な支援策を講じること。

- 全国的な公共交通の需要回復を図るためには、地域ごとの需要を喚起することが重要であることから、地域の創意工夫を凝らした取組を下支えできるよう、地域の実情に応じ、臨時交付金をはじめ長期的かつ臨機の措置が講じられる制度を構築・拡充すること。

(空港会社等への支援)

- 業績が急激に悪化している空港会社等が、引き続き安全で安定した空港運営を行えるよう、必要な支援を行うこと。また、航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社等に対する追加の支援措置を講じること。
- 厳しい経営環境下にある航空会社を側方支援するため、共用空港を含む国管理空港の空港会社等においては、国有財産使用料の負担がある中、航空会社をはじめ各種テナントの施設使用料等の減免に対応しており、固定経費が負担となることから、空港ターミナルに係る国有財産使用料の減免を図ること。
- 感染症に伴う利用者数の大幅な減少等により、経営環境は厳しさを増しており、地方航空路線等の撤退や縮小を防ぎ、交通インフラを維持するため、航空会社等の交通事業者への雇用調整助成金の要件を緩和すること。

(文化芸術・スポーツ活動への支援)

- 「新しい生活様式」に沿った感染症対策をふまえ、イベント等の内容によっては、座席の間隔を空けるために観客数を制限することなどが依然として求められており、施設や主催者の大幅な減収と入場料などへの転嫁が懸念されることから、継続して文化芸術・スポーツ活動に取り組めるよう、施設の運営費やイベント開催経費などに対する必要な財政支援を行うこと。また、フリーランスの活動に対する必要な財政支援の拡充を図ること。

(グリーンリカバリーの推進)

- 感染症からの経済の再生と、「脱炭素社会の実現」などの環境保全との両立をめざすグリーンリカバリーを推進するとともに、「脱炭素社会」の早期実現に向けて取り組む地方自治体を支援するため、総合的な交付金を創設すること。

(4) 人権を守る対策の徹底

(偏見・差別やデマの拡散をなくし、人権を守る対策の徹底)

- 感染症に関する偏見・差別やデマの拡散は、人権侵害であり、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障となるほか、新たに感染やその可能性が確認された場合の情報提供・公開の躊躇や感染の可能性のある者の申告しづらさを招き、感染症拡大防止の妨げにもなることから、感染症に関する正しい知識の周知を徹底するとともに、いかなる差別的行為も許さないとする継続的な広報や教育・啓発を実施することに加え、相談窓口の充実及びその周知の強化など、人権を守る対策を講じること。

(インターネット上での偏見・差別への対応)

- 感染症に係るいじめや誹謗中傷などの人権侵害から児童生徒・住民を守るため、SNSなどインターネット上における差別的な書き込み、画像や個人情報などの人権侵害情報について、速やかにこれらの削除を可能とする法的措置も含めた実効性のある対策を整備するなど、人権を守る対策を講じるとともに、地方の取組を支援するための補助事業の拡充など積極的な財政支援を行うこと。

(在宅勤務によるDVリスクへの対応強化等)

- 外出自粛によるストレスや収入減の不安などから家庭内等におけるDV等の増加が懸念されている中、パートナー等が在宅していることにより電話相談が難しい状況も想定されるため、今年度新たに開始した「DV相談+ (プラス)」について、事業の継続及び周知の強化を図るとともに、電話相談が困難な場合でも対応できるよう、SNSによる相談を24時間体制にするなど、体制を拡充すること。また、保護業務等を行う民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなどDV被害者に対する保護体制を充実させるとともに、地方自治体が行うSNSを活用した多様な形態での相談体制等についても支援すること。

(生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現)

- 感染者に対する偏見や差別、あるいは外出自粛や在宅勤務の増加に伴う家庭内等でのDVや児童虐待の増加が懸念されている。こうした社会の分断と軋轢は、時にはひとが生きる希望を奪い、地方創生の障害ともなる。

地方創生の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、ひきこもりの方、外国人、LGBT、犯罪被害者など一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる「誰もが活躍する地域社会」を実現することが重要である。このため、より質の高い、時間をかけて寄り添う支援を行えるよう、相談しやすい体制の整備への支援や就業促進支援制度の充実を図ること。

Ⅲ デジタル社会の実現

(1) デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

(世界に伍するデジタル庁の実現)

- デジタル庁の創設にあたっては、官民間問わず能力が高い人材を集め、国民がデジタル化の利便性を実感できる社会の実現をめざすととともに、国際協調の窓口としての役割を担う、世界に伍する組織づくりを図ること。

さらに、社会全体のデジタル化をリードするため、デジタル化・情報通信等の関連政策を一体的に所管し、標準化や国際展開等も含めた施策や予算措置を迅速に押し進める強力な司令塔組織とすること。

(IT基本法等の改正によるデジタル社会実現に向けた新たなビジョンの提示)

- 国においては、今般の感染症を契機に、「デジタル強靱化社会」の実現に向けた取組が一気に進められようとしているが、社会全体のデジタル化をめざし、国・地方・民間が一体となって取組を進めていくことができるよう、まずは、近く予定されているIT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)等の改正により、我が国がめざすべきデジタル社会についての明確なビジョンを示すこと。

また、その具体化にあたっては、全国知事会が掲げる「デジタル社会実現に向けた5つの原則」を重視するとともに、国・地方・民間の役割分担や、国による支援の方向性についても明示すること。

【デジタル社会実現に向けた5つの原則】

- 1 オンライン化など住民サービスの向上と効率性を追求した行政システムの変革
- 2 どこでも、誰でも、デジタル化の恩恵を享受できる環境の整備
- 3 デジタル化を推進する人材の確保・育成
- 4 マイナンバーカードを個人認証の共通基盤とした安全・安心な利用環境の確保
- 5 行政データ等を活用したDXによるソリューション・イノベーションの創出

(自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築)

- 本年中に予定されている「自治体DX推進計画」の策定にあたっては、デジタルファーストを徹底するとの考えの下、全ての行政手続について、書面規制・押印・対面規制の見直し等を行い、原則オンライン化することやワンストップ・ワンスオンリーの実現に向けた取組を計画で明示するとともに、これらに必要な法改正等を速やかに実施すること。

また、すでに各都道府県が官民データ活用推進計画やシステム最適化計画等を策定し、行政のデジタル化に取り組んでいることから、そうした現場の声を反映させることはもとより、自治体DX推進計画の実効性を担保するため、地方自治体におけるシステム導入や、その維持管理・更新等に対する財政的支援のほか、人材育成・外部人材確保等に係る支援を盛り込むこと。

国・地方を通じた業務・システムの統一・標準化は、住民サービスの向上にとどまらず、AI・RPA等の横展開による業務の効率化や、行政データの統一的なオープン化等にもつながることから、早急に対象となる業務・システムと具体的な工程を示し、取組を加速させること。その際、地方自治体ごとの多様な実情をふまえ、地方の意見を十分聴きながら、国が財源面を含め積極的な支援を行うことにより、共通的なプラットフォームの構築を強かに推進すること。

さらに、利便性の高い行政サービスの提供やシステムの維持更新に係るコスト削減が可能となる、自治体システムの共同利用やクラウド化についても、自治体DX推進計画の中でその方向性を示し、システムの移行等に係る支援を行うこと。

(データ基盤の整備とオープンデータ化の推進)

- 地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションを創出していく上で、行政が所有するデータを民間企業等が有効に利用できる環境を整えることが重要であり、国・地方を通じた業務・システムの統一・標準化が実現すれば、統一的なフォーマットによるデータの公開が容易となるなど、データ活用の利便性が飛躍的に向上することが見込まれる。このため、この機会を捉え、公開データの拡大、データの収集から管理、提供に至るデータ基盤の整備、オープンデータ化の推進やそれを活用して政策立案を行える人材の育成など、地方が行うオープンデータ化の様々な取組に対して支援策を講じること。

また、デジタル社会の実現に向けたIT総合戦略本部の新たな推進体制として設置された「データ戦略タスクフォース」においては、データ基盤の整備やオープンデータ化の推進等を通じ、全国各地において安全で安心な暮らしや、新しいビジネスの創出、雇用の確保等が実現し、我が国の社会経済活動の飛躍的かつ持続的な発展につながる総合的な戦略を検討すること。

(マイナンバー制度の抜本的改善)

- 法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、さらなる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法の確立、各種免許証や障がい者手帳等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善や、取得手続のさらなる簡素化により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

(データ利活用の観点からの個人情報保護法制の見直し)

- 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、地域や官民の枠を超えたデータ利活用の円滑化を図る観点に立って、現在、国において、地方自治体も含めた個人情報保護制度のあり方に関する検討が進められており、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ利活用の両立や、国際的な制度調和の必要性をふまえ、官民を通じた個人情報保護制度の共通ルールを国が法律で設定する方向性が示されている。

デジタル化された個人や産業の各種データを積極的に利活用していくことで、新たなサービスや社会経済活動の創出等、地方創生にしっかりつなげることができるよう、個人情報の利活用に対する社会的要請や国益確保の面からも、全国的なルールや運用の統一化を図ること。なお、法制化にあたっては、地方自治体における個人情報保護条例の制定や運用の経緯も適切に考慮されるべきであり、地方と十分に意見交換しながら検討を進めること。

(セキュリティ対策の強化)

- 個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、国においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、対策を講じるとともに、地方自治体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

現在の地方自治体における情報セキュリティ対策の要となっている自治体セキュリティクラウドが更新時期を迎えるため、その更新に対して、導入時と同様の財政支援を行うこと。

さらに、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティを強化するとともに、それらの成果をふまえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し分かりやすい説明を行うこと。

加えて、激化するサイバー攻撃に対応できるよう、現在のパッシブディフェンス（受動的な防御）だけでなく、アクティブディフェンス（能動的な防御）についても検討すること。

(デジタル社会を支える人材の確保・育成)

- 社会のデジタル化が進む中、地方自治体においては、これを担う人材の確保が喫緊の課題となっていることから、人材バンクの創設や、地方自治体におけるデジタル人材の確保に向けた支援策を講じること。

さらに、今後、各地方自治体のデジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくにあたっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、AI等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体が行う人材育成を支援すること。

- 国においては、官民人材交流制度により、それぞれの身分を有したまま、官民相互の人材交流を可能としている一方、地方自治体には同様の制度がなく、民間企業等の退職が必要であるなど、円滑な人材確保が困難であるため、国と同様の法制度を整備すること。
- ICT人材の獲得競争が激化する中、地方自治体においても、高度な専門性を有する人材をより確保できるよう、民間水準を重視した地方公務員の給与設定を可能とすること。
- ICT人材を始め、柔軟な働き方が求められる中、兼業のあり方など、地方公務員法の柔軟な運用について研究を進めること。

(ソフト・ハード両面からのデジタルデバイド対策の拡充)

- デジタル社会の実現に向けて、情報通信を取り巻く環境の変化をふまえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における公正な事業者間の競争をさらに促進し、携帯電話料金の大幅な引下げを図り、誰もが多様なサービスを低廉な料金で利用できる環境を整備すること。

日本全国、どこに居住していても、全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるようにしなければならず、都市と地方との「デジタルサービス格差」の解消は、その前提条件であることから、必要とされる全ての地域において光ファイバ網等の情報通信基盤が整備されるよう、支援制度を継続・拡充すること。さらに、感染症の影響で普及が進んだテレワーク等により、これまでにないほど需要が高まっている光ファイバについて、その利用料金の低廉化を図ること。

とりわけ、離島や中山間地域等の条件不利地域においては、新設経費に加え、維持管理や更新に係る費用負担への懸念も整備が進まない要因となっているため、超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とするよう制度の見直しを速やかに行うこと。なお、ユニバーサルサービスの制度設計にあたっては、条件不利地域における多様な利活用ニーズに対応するため、固定・無線両方の技術方式を利用できるようにすること。

光ファイバのネットワークが災害時等においても維持されるよう、国土強靱化の観点に立って、多重化などの取組を促進するとともに、地方自治体が所有する光ファイバ網等の情報通信基盤の更新に対し、新たな支援制度を創設すること。

また、将来的には、さらに高速大容量の新たな情報通信技術への移行も見込まれることから、衛星等を使って広範囲をカバーする新規格の技術開発を加速させること。

さらに、社会のデジタル化を推進するにあたっては、全ての国民が、必要な情報やサービスを得られるようヒューマンインターフェースに十分配慮し、高齢者や障がい者、低所得者等が不利益を被ることがないように、デジタルデバイドの解消策を早急に検討するとともに、例えばAIを活用した行政手続のサポートなど、地方自治体が行う先進的な取組や実証を支援すること。

(DXを推進するための5Gの普及促進)

- DXの基盤として進展が期待されている5Gは、本年3月の商用サービス開始以来、携帯電話事業者による基地局の整備が進んでいるが、サービスの提供エリアは限定的であり、今後、基地局整備の更なる加速化が求められる。5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援などあらゆる手段を講じ、地域間の偏りが生じないよう5G基地局の基盤整備を一気に進めること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が進んでいない。このため、経営基盤の弱い中小企業等に対するローカル5Gの導入や運用及び事業者等の利活用促進に対する技術的・財政的支援を拡充し、その導入を促進すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

加えて、より高次元の社会インフラとなり得る6Gの実用化に向けた取組を加速すること。

(「3つのS」で進めるデジタル社会の実現)

- デジタル・ガバメントの基盤の上に立って、さらなる住民サービスの向上・行政の効率化を実現する「Smart Government (スマート・ガバメント)」、テクノロジーを活用して社会課題の解決や社会変革を起こす「Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)」、テクノロジーを活用した新しい働き方「Smart Workstyle (スマート・ワークスタイル)」を3つの柱として、「デジタル強靱化社会」の実現に向けて取り組む地方を強力に支援すること。

(2) デジタル化推進のための「国と地方の協議の場」の設置

(「国と地方の協議の場」の設置)

- 社会全体のデジタル化にあたっては、地方にも多くの課題があり、国と地方が一体となって取組を進めていく上では、国民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、安全・安心で豊かに暮らすことのできる社会の構築が欠かせないことから、課題解決の方向性や各種施策等の検討に際して、「国と地方の協議の場」におけるデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

IV 地方部と都市部がともに輝く社会の実現

(1) 大都市部への過度な一極集中から活力ある地方の実現に向けた交流の促進へ

(移住の促進)

- 感染症が拡大する中で、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果もあることから、このような国民の意識の変化をふまえ、地方への人の流れをより大きなものにし、活力ある地方を実現するため、誰もが自らの意思によりライフスタイルを選択できるような取組を進めることなどにより、地方への移住を促進すること。

(二拠点居住の推進)

- 感染症の拡大によりテレワークが一般化し、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つライフスタイルである、二拠点居住のニーズが急激に高まっている。都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する、二拠点居住の取組を推進すること。
- サテライトオフィスやコワーキングスペース、ワーケーションなどの受入環境の整備として地方自治体が行う廃校舎や公民館、空き家等の改修、ホテルや旅館の施設改修などへの財政支援の拡充を図るとともに、子どもの教育支援のため「区域外就学制度」の柔軟な対応など、移住・定住の定着に必要な法整備や規制緩和に積極的に取り組むこと。

(テレワークやワーケーションの推進)

- 感染症の拡大により、人や物流の停滞が発生し、経済活動も停滞しつつある中、ピンチをチャンスに変えるとの視点から、現在、急速に拡大しているテレワークや在宅勤務などの多様な働き方の導入を加速化すること。また、関係人口の創出など、地方部と都市部とのつながりを強化し、地方への人の流れをより大きなものにするため、遠隔地でのテレワークの推進をはじめ、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」の設置、ワーケーション関連施設・設備の整備・改修に対する地方自治体及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワーケーションの取組を支援すること。
- 新たに創設されるテレワーク交付金については、地方の取組に十分な額を確保するとともに、地方自治体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう、特定の地方自治体を交付対象から外すことなく、柔軟な用途・手続とすること。

(政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の分散)

- 新たな人の流れの創出にあたって、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すること。また、これらの取組の結果をふまえ、国において2023年度中に地方創生上の効果、総括的な評価を行い、必要な対応を行うこと。

(関係人口の創出・拡大)

- 関係人口の増加は、担い手不足など様々な課題を抱える地方自治体にとって有意義だけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大などの意欲を持った住民にとっても有意義なものである。このため、関係人口の拡大に向け、引き続き、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化を進めること。また、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な形態を通じて、専門知識や経験を有する人材を地域の中小企業に展開・還流する取組を促進すること。

(人口の移動要因の分析)

- 地域を支える人材を確保するという量的な視点だけでなく、それぞれの地域が持つ独自性を生かし、魅力ある地域を創りあげ、そこに暮らす一人ひとりの希望をかなえるという「質」を高めていくには、人口の移動理由を把握し、分析する必要がある。国においては、住民基本台帳を活用して移動人口数が把握されているが、移動理由については独自に調査を行っている県があるものの、調査方法や調査項目は様々であり、全国的に統一された人口の移動状況調査は実施されていない。このため、移動理由等の把握について、プライバシーに慎重に配慮したうえで、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、仕組みづくりを検討すること。

(地域を指定した振興策のバランスの取れた採択)

- 国においては、これまでも、スタートアップエコシステム拠点都市等、地域を指定した振興策が講じられてきたが、その多くは都市部・都市圏を対象としたものに留まっている。今後、デジタル化や DX などをテーマに同様の措置や制度を講じる際には、都市と地方のバランスのとれた採択を行うこと。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進による「新次元の分散型国土」の創出

(激甚化・頻発化する災害への防災・減災対策)

- 近年の豪雨や地震等、「想定外」、「数十年に一度」の大規模災害の頻発を踏まえ、これらから国民の生命・財産と地域経済を守り、「ひと」が安心して住み続けられる「まち」をつくるために国と地方が一丸となって実施している「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を確実に完了させる必要がある。
緊急対策期間完了後も想定される南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する風水害などの災害時から国民の生命・財産を守るため、重要インフラの機能を維持し、エネルギー供給源の分散化による災害時の強靱性を強化するなど、必要な予算を確保し、防災・減災対策を進めること。また、想定される首都直下地震に対応するための首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること。
- 平成最悪の水害とも言われる平成30年7月豪雨の記憶が消えない中、去年の令和元年房総半島台風・東日本台風や今年の令和2年7月豪雨等が、これに匹敵、あるいは上回るほどの猛威を振るい、全国各地で、長期間にわたる停電等や、河川の氾濫・大規模な浸水等の被害が多発している。被災地の早期復旧と円滑な生活再建を速やかに実現するとともに、次期緊急対策の打ち出し等に際しては、堤防強化対策や堤防等の維持管理、送電・配電施設の強靱化等を支援対象に追加するなど、これらの大規模災害も教訓とした徹底的な対策を講じること。
- 大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図るため、地方創生に資する事前復興について、法令に位置付けるとともに、被災前からのソフト対策・ハード対策などに地方が主体的、計画的に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。
- 災害時に地域の復旧復興を支える建設業について、感染症の拡大により、建築や設備等に対する民間投資の落ち込みが予想される中、地域経済に効果の高い公共事業に必要な予算を確保し早期に執行するとともに、民間工事の需要を喚起する措置を講じること。

(国土強靱化3か年緊急対策に続く次期緊急対策の実施等)

- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、都市部と地方部が連携・補完し、ともに輝く地方創生につながるような視点で国土強靱化に取り組み、地方の安全・安心を確保することが重要である。そのため、国土強靱化地域計画に基づく取組を着実に実施できるよう、今年度で最終年度を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続く次期緊急対策を、中長期的な見通しの下、事業期間を5年とするなどした上で、インフラ老朽化対策など対象事業を拡充し、必要な予算・財源を安定的に別枠で確保して実施すること。
- 地方において計画的に国土強靱化対策に取り組めるよう、「緊急防災・減災事業債」、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」を延長するとともに、地域の実情をふまえ、対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図ること。

(地方創生を支えるインフラ整備)

- 「地方創生回廊」の中核であるリニア中央新幹線については、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげるために、全線開業の1日も早い実現に支障が生じることのないよう、事業の着実な実施に向け、国として必要な支援及び措置を講じること。
- 社会インフラ等の地域間格差解消に向けて、高規格幹線道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、高規格幹線道路の暫定2車線区間の4車線化、整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道等の高速化等を早期に実現し、地方創生を支える多核連携型の基盤を整え、国土強靱化を推進すること。また、道路については、中長期的に安定的な道路整備・維持管理等を推進するため、新たな財源を創設すること。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)、第20回アジア競技大会(2026年、愛知・名古屋)など大規模な国際的イベント等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるためのインフラ整備を加速すること。

(東日本大震災の被災地域における地方創生)

- 東日本大震災の被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興が着実に前進しているものの、令和2年9月現在も約4万3千人が避難生活を余儀なくされているなど、復興は道半ばである。国においては、令和3年度からの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興」の実現をめざすという「第1期復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組をさらに前に進めることとされたことにより、第2期「総合戦略」の期間中に発災から10年間の総仕上げと復興の新たなステージを迎えることになる。「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新しい東北」を1日も早く創造することを改めて明確化すること。

- 設置期限が延長された復興庁においては、被災地方自治体や、被災地・被災者の意見をふまえ、第2期復興・創生期間も被災地が復興を成し遂げるのに必要な事業や支援を確実に実施できるよう、リーダーシップを発揮すること。

V 第2期地方創生を実りあるものとするために

(個々人の希望をかなえる少子化対策の強化)

- 我が国の少子化は深刻さを増し、2019年の出生数は86万5,000人と過去最少を記録している。このため、国と地方自治体が総力を挙げて「第4次少子化社会対策大綱」の基本的目標である「希望出生率1.8」を実現するために、長期的な展望に立ち、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、産後ケア事業への補助の拡充、裁量性かつ継続性のある財政支援の実施など、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進めること。
- 中高生等からの若い世代を対象とした妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発を含め、将来のライフプランニングに関する授業や講義等を実施する場が設けられるよう支援すること。
- 地域少子化対策重点推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を進めるとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

(男性の家事・育児参画の推進と質の向上)

- 結婚・子育て世代の男女が、制度的な制約によりライフスタイルの選択を狭められることのないよう、男性の育児休業等の取得を促進する仕組みを強化するとともに、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「イクボス」の推進などに向けた職場風土の醸成が図られるよう、国として必要な支援及び措置を講じること。また、いわゆる「取るだけ育休」や「ごろごろ育休」を防止し、男性の育児休業の質を向上させるため、男女がともに家事や子育てを行うという機運の醸成に向けた全国的な取組を行うこと。

(不妊治療への助成)

- 不妊治療について、国や地方自治体において様々な助成制度が創設されているものの、いまだ治療に係る経済的負担は大きく、その軽減を図る必要がある。現在、国においては不妊治療の保険適用拡大や、それまでの時限的な措置として助成制度の拡充等が検討されているが、保険適用拡大を見据えた全体の制度設計を示すこと。また、検討にあたっては、これまで地域の実情に応じて取り組んできた地方の意見をふまえるとともに、速やかな事業推進のため、各地方自治体が運用するシステム改修等が円滑に行えるよう、必要な財政支援を行うこと。

さらに、不妊治療を受ける方が治療と仕事を両立できるよう、企業における不妊治療に対する理解のより一層の促進に取り組むとともに、両立を支援する柔軟な働き方に資する休暇制度等を導入する企業への支援を検討すること。

(待機児童対策)

- 令和2年度末での待機児童解消が困難となっている今、「子育て安心プラン」に代わる新たな取組方針を早急に示すこと。その際、地域の実情に応じて仕事と子育ての両立支援に資する保育環境の充実が図られるよう、保育職に対する社会的評価の向上やさらなる処遇改善に取り組み、不足する保育士の確保を支援すること。
- 子育て家庭の負担軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の対象範囲を拡大すること。また、仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童クラブの安定的な運営や職員の処遇改善への支援の拡充とともに、放課後児童クラブ利用料や病児・病後児保育利用料の負担軽減策を講じること。

(農林水産業の成長産業化)

- 農林水産業・農山漁村は、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしてきたが、今日、従事者の高齢化・減少など様々な課題を抱えている。これを克服し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充、スマート農林水産業の推進に向けたICT・ロボット技術の研究開発やこうした技術の実装、これらを支える生産基盤の強化等、農林水産業における所得の向上と成長産業化の推進を図ること。
- 感染症の収束後に需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜・水産物などの安定供給体制に必要な農産物・水産物の加工処理施設や冷凍設備の整備、また非接触・非対面など「新たな生活様式」の実践による需要拡大に対応した物流機能を強化するためのICT活用による冷凍設備の増強等、ハード整備を支援すること。
- 木材需要の低下により林業・木材産業事業者の経営継続に影響が生じていることから、住宅分野及び公共建築物をはじめとする非住宅分野の木造化・木質化の推進など、木材需要の拡大を図ること。

(農林水産物の輸出の促進)

- 感染症の影響を受け減少した農林水産物の需要の喚起や輸出の維持・強化につながる取組について、販売促進のためのプロモーションや施設整備等に十分な予算を確保し、継続して支援すること。
- 農林水産物等の輸出にあたって、中国・韓国・台湾等アジアを中心とする国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進)

- 農福連携は、農林水産業の担い手確保や障がい者の就労の場の創出にとどまらず、障がい者の生きがいの創出や生活の質の向上等につながるものである。このため、令和元年6月に策定された「農福連携等推進ビジョン」に基づき、官民挙げて農福連携の定着・拡大に取り組むことができるよう、同ビジョンの実現に向けた省庁横断の推進体制の構築や、国・県・市町村などの意見交換の場の設置、ノウフク商品の知名度向上に取り組むとともに、必要な財源の確保と地方への配分を行うこと。また、林業・水産業においても、農業と同様の推進体制の構築等を進めること。

(事業承継)

- 深刻な後継者不足に直面している中小企業は、地域の雇用や住民生活等を支える存在であり、その廃業やそれに伴う雇用と技術の喪失は、地域の存続にかかわる重大な問題である。中小企業の円滑な事業承継を実現するため、地域の実情に応じた事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社を含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気づきから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。

(地方銀行の再編)

- 現在国において検討が進められている地方銀行の再編にあたっては、単に地方銀行の経営改善・効率化のみを目的として進めるのではなく、地方の中小事業者が事業継続や事業承継などをスムーズに進めることができるようにするなど、地域経済を活性化させるものでなければならない。そのため、これまでの再編事例を検証し、地域ごとの実情もふまえ、地方の意見を十分に聞きつつ、慎重に進めること。

(若い人材の地方への定着)

- 感染症を機に、高校生の就職を取り巻く環境が極めて厳しくなることが懸念されることから、早期からの進路相談や企業の求人開拓などの取組、さらには外国人や障がい者への重点的な就職支援などの取組に対して財政支援を講じること。
- 感染症を機に、「新しい生活様式」の実践の場として、地方での就学・就職を希望する際に、多様な選択ができるよう、地方の大学や専門学校等の編入枠の拡充や負担軽減を図るための財政支援、地方への転職向けの専用相談窓口の設置をはじめとした、新たなチャレンジへの支援に柔軟に対応できる制度を構築すること。

(デジタル技術を活用した教育の推進)

- 「GIGA スクール構想」に基づくデジタル技術を活用した教育の推進や、災害や感染症等の緊急時における学びの継続のため、国庫補助の対象となっていない家庭でのオンライン学習時の通信費や高等学校のBYODを含む一人1台端末、有償ソフトウェアに対する財政的支援を行うこと。また、授業目的公衆送信補償金については、国で一括対応するなど、地方自治体の負担が生じないような措置を講じること。さらには、今後、本格導入が検討されているデジタル教科書を有効に活用できるよう、国において調査研究を行い、効果的な活用方法を示すこと。

- 各学校設置者がICTを活用した教育への取組を確実に進めるため、学校のICT環境の整備については、「GIGAスクール構想」の実現後に生じる設備の維持・管理や更新等への対応も併せて、国が継続的に支援する新たな国庫補助制度を創設すること。

(魅力ある地方大学の実現)

- 地方大学は、地域における「知の拠点」として、地域における就学機会の提供と有為な人材の育成・定着等に貢献しており、地域の経済・産業振興を担う人材育成の重要な核であることから、「キラリと光る地方大学づくり」により、地域の新たな産業を切り拓くような若者育成の取組を進めること。加えて、地方へのキャンパス移転やサテライトキャンパスの設置を促進する取組を、効果的で実効性のあるものとすることにより、若者の交流を促すとともに、地域課題の解決につなげること。
- ポストコロナ時代の新しい未来を先取りする社会変革に向けて、大学の設置に係る施設整備や付帯事業に対する財政支援制度を構築するとともに、運営に係る経費に対する財政支援についても拡充すること。また、地域ニーズもふまえた地方大学の定員増について、積極的に対応すること。さらに、感染症拡大防止のための遠隔授業の環境整備への財政支援について、全ての地域の大学を対象として、次年度以降も措置するとともに、今年度末に策定される次期国立大学法人等施設整備5か年計画に基づく施設整備が着実に進むよう、必要な予算を確保すること。

(地方創生における女性活躍の推進)

- 地域の活力と競争力を高め、持続的な発展につなげていくためには、社会の半分以上を占める女性が能力を十分に発揮して活躍することが不可欠であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた柔軟で働きやすい就業環境の整備や、女性の管理職への登用促進など、それぞれの地域において女性も能力を十分に発揮できる仕組みづくりが進むよう、国として必要な支援及び措置を講じること。
- 感染症は、女性の雇用と生活に大きな影響を与え、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加などが懸念されることから、女性の雇用や生活に与えた影響について分析のうえ課題を明らかにし、解決策を早急に講じること。
- 地域女性活躍推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を図るとともに、同交付金をはじめとする女性活躍関連予算の規模の拡充を図ること。

(多文化共生の地域づくり)

- 地域が持続的に発展するためには、外国人と地域住民がともに生きづらさを感じることなく安心して活躍・共生できる「まち」にすることが重要である。このため、外国人への差別や偏見がなくなるよう、多文化共生の必要性・意義について、住民がより一層理解を深めるための取組を進めること。併せて、地方自治体が行う外国人に対する相談体制の整備・拡充など、在住外国人支援の取組への継続的で十分な財政措置を講じること。

また、外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、医療・保健・福祉における翻訳及び通訳支援、災害時の多言語による情報発信等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

(文化の振興・観光の振興・地域の活性化の好循環の創出)

- 地域の古民家等の文化資源を活用して、国内外からの観光旅客の来訪や地域における滞在、消費を促進することにより、文化資源の保存と活用、地域の魅力向上と来訪者の増加、地域経済の活性化の好循環の効果を一層高めることが重要である。そのため、文化観光推進法に基づく、文化施設の機能強化や、地域一体となった文化観光の推進といった取組における、地域の古民家等の文化財への税制上の特例措置を講じ、地域の文化資源の活用を一層促進すること。

(健康まちづくりの推進)

- 人生100年時代を迎えるにあたっては、いくつになっても誰もが健康で生き生きと暮らすことが大切であるとともに、就職時に若者が健康経営に取り組む企業を重視するという結果もあることから、「健康づくりや健康経営なくして、地方創生なし」の決意のもと、Society 5.0 や SDGs などの新しい考え方も取り入れながら、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を進める必要がある。これらはデータを有効活用するなど、地域ごとに実情に沿ったきめ細かな施策を講じていくことが効果的であることから、安定的な財源を確保し、関係省庁が連携して地方を支援すること。
- 健康寿命の延伸・健康格差の縮小のためには、健康的な生活習慣の定着や健(検)診による疾病等の早期発見が不可欠であり、全医療保険者や市町村が一丸となった特定健診・がん検診の受診率向上に向けた対策や生活習慣病予備群等の確実な把握及び保健指導などの取組を強化する必要がある。このため、全ての人が漏れなく適切に特定健診やがん検診が受けられるよう、健診機関の充実等の受診環境の整備やICTの活用等による保健指導実施方法の見直しなど、保険者の取組を支援する対策を講じること。

(地方創生 SDGs の実現)

- 感染症による危機を経験した今、世界の持続可能性を見据える SDGs の考え方が一層重要となっている。感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容をふまえた政策を検討していく今こそ、SDGs は、地方創生の大きな原動力となる。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした SDGs の理念をふまえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組み、地方創生 SDGs に向けた「自律的好循環」を形成することが重要である。このため、引き続き、SDGs の実践が国民的な運動となるよう、国として必要な広報・啓発活動を一層強化していくとともに、自治体 SDGs モデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のための取組への支援を拡充すること。

(東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて)

- 来年度に延期された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、コロナ後に開催される初めてのオリンピック・パラリンピックとなる。「復興五輪」を理念として掲げてきたこの大会を、国・地方の総力を挙げて成功させるとともに、その開催及びレガシーが地方創生の起爆剤となり、新しいスポーツイベントのモデルとなるよう取組を進めること。

また、両大会への機運を盛り上げる聖火リレーおよび聖火フェスティバルについて、地方がその役割を十分に果たせるよう取組を支援すること。

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会には、事前キャンプを含めて、多くの選手・大会関係者などが海外から我が国を訪れると予想されることから、地方自治体によって医療提供体制等が異なることをふまえ、入国から事前キャンプ、大会本番、出国に至るまで、関係省庁が連携して各地域で一貫した感染防止対策が行われるよう、国の責任において対応すること。

(「国と地方の協議の場」における分野別分科会の設置)

- 国の施策に地方の実情を的確に反映するため、「国と地方の協議の場」において、具体的なテーマについて議論する分野別の分科会を設け、充実した議論と実質的な成果が得られるものとする。

VI 地方創生を下支えするための支援

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実・確保)《再掲》

- 臨時交付金は、今年度の補正予算により、3兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策に一定程度取り組むことができたが、一方で、感染症の収束が見込めない中、引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用対策・経済対策を打ち出していく必要がある。このことから、臨時交付金については、時機を逸することなく、予備費を活用するなどしてさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすることに加え、令和 3 年度当初予算においても、地方が必要とする額を確保すること。

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- 感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方税の大幅な減収が見込まれる中、日々感染症対策に取り組む地方は、度重なる大規模災害の対応とあわせて、財政調整基金を取り崩しながら財源を確保するなど、行財政運営に大きな影響が生じ始めている。

第1期に積み上げた地方創生の成果を取り戻すとともに、日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ強い地方創生を実現するため、地方交付税等、恒常的な一般財源の確保はもとより、安定的に第2期を通じて、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を行うとともに、「地域社会再生事業費」を継続すること。また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充すること。

(地方創生推進交付金制度の大胆な要件緩和と拡充)

- 感染症拡大の影響を受け、停滞しつつある地域経済の活性化のため、暫定的な措置として、地方創生推進交付金について、これまで対象ではなかった現地訪問に係る費用の負担軽減や事業に参加する県外居住者への給付など、個人や個別企業に対する給付も対象に含めるような用途の大胆な柔軟化を図ること。
- 「移住・起業支援金制度」のさらなる活用促進に向け、国による支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情もふまえ、さらなる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すること。
- 今年度から設けられた、「Society 5.0タイプ」については Society 5.0の実現を加速化するため、採択要件を横展開タイプと同等とするなど、弾力的で柔軟な運用を図ること。
- 間接補助事業について、年度末までの事業期間を確保するため、間接補助方式による補助事業の事業完了の定義を見直し、実績報告後に事業者等への支払いが可能となるよう、運用の改善を図ること。
- 感染症の影響を考慮し、実施計画の1年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟に対応すること。

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- 地方創生拠点整備交付金については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とし、採択要件の緩和を進めた上で、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ること。

(地方拠点強化税制の拡充)

- 地方拠点強化税制について、雇用促進税制による税額控除の大幅拡充、移転に関連する職員住宅・社員寮などの施設の支援対象への追加及びオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とする措置の拡充など、さらなる活用のための制度の充実を行うこと。

(地方財政への支援)

- 令和2年度以降の地方税収はかつてない大幅な減収が予測されていることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。また、財政融資資金等の公的資金の確保など地方債の円滑な資金調達に向けた支援策を講じること、地方自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう対策を講じること。